

平成25年度第1回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時：平成25年4月15日（月） 午前10時00分～11時20分

開催場所：市役所 低層棟3階 研修室

出席者：バリアフリー吹田市民会議委員

佐竹鐵也委員、幡多恭子委員、長井敬二委員、中嶋富美子委員、木村由美子委員、中村恵美子委員、松村美枝子委員、由佐満雄委員、野々瀬百合子委員、廣瀬力松委員、

新本健次委員、杉本正次委員（欠席：大江卓司委員）

市出席者

まち産業活性部地域総務室 岡本室長、大下参事、坂原主幹、

社会教育部生涯学習課 柿本課長、山口主幹、

行政経営部資産経営室 森下主査、加藤主査、近藤主査、

（株）偕設計 富村氏

（事務局）障がい福祉室 田淵室長、宮田総括参事、大市参事、岡本参事、

森田主査

会議次第：1 開会

（1）委員の紹介

（2）市職員の紹介

2 案件

（1）吹田市千一地区公民館及び（仮称）千一コミュニティ施設

（2）（仮称）千里山コミュニティ施設

≪議事趣旨≫

会長の選任

由佐委員が会長に選任された。

副会長の選任

野々瀬副委員が、副会長に選任された。

〔委員長〕初めに、本日の案件でございます千一地区公民館、並びに千一コミュニティ施設につきましての説明を担当課からお願いします。

〔担当課〕 ～ 資料に基づき説明 ～

〔委員長〕それでは、ただいま説明がございましたが、何か分からないところがあればご質問いただきたい、と思います。また、説明の内容なのですが、文書であるときは、

わかるのですが、図面の説明のときは何か、ひとつの物に指し示していただくようにしないと、わからないと思います。非常にわかりにくいところがございますので、よろしくをお願いします。でないと、何を質問していいかわからない場合がございますので。では、忌憚のないご意見・ご質問をよろしくをお願いします。

[委員] 今度、原町の方にできるということで、私は原町の方は、よく知らないのですが、道路から公民館まで誘導する通路がついている、ということですが、道路というのは幹線道路で、駅の方からずっと点字ブロックが繋がっている道路なのでしょうか。

[委員長] はい。よろしくをお願いします。

[担当課] そちらの場所につきましては、駅からかなり離れた場所になっています。道路につきましては、住宅街の道路と言うことで、幹線道路というものではございません。

[委員] と、いうことは突然、誘導ブロックが現れる、ということですか。

[担当課] はい。道路沿いには誘導ブロックはございません。公民館に入るところから、誘導ブロックがございます。

[委員] 今日来られた委員さんで原町にお住まいの方がいらっしゃいますが、ひとりで公民館に行けそうですか。

[委員] 私も原町1丁目なので、2丁目というのが、わからなくて、今の言い方だと、行けないと思います。

[委員長] どうですか。わかりにくい、というご意見ですが。

[委員] 乗り物も、何も、バス停もないのですか。

[委員] 視覚障がい者というのは、突然誘導ブロックがあっても、ここが誘導ブロックですよ、って音声がなければ、あっても意味がありません。ひとりで行く場合は、どこかの道路から、ずっと点字ブロックが繋がっていないと、行けないのです。何か、ここから誘導ブロックがあるような、わかるような工夫をお願いしたい。

[委員長] 視覚の障がいをお持ちの方にとっては、非常に施設のそばに来るまで、繋ぎの部分が重要だと、思います。そこら辺の手立てはいかがですか。

[担当課] 今回の、建設予定地は住宅地の中にごございますので、幹線道路から、入り込んだところになります。北側に、新しい幹線道路があり、バスが通っていたと思います。専門的なところは良くわかりませんが、こういった方法があるのか、幹線道路からの視覚障がいの方の移動にとって。検討させていただきます。

[委員] わかりました。どういう風なことが考えられるのか、検討していただいて、今はできないのであれば、そこをまた説明してください。

[担当課] そのようにさせていただきます。

[委員長] ご検討いただき、ということでしょうか。

[担当課] 道路を担当している部署と、協議させてもらって、そういったことが可能かどうか検討した結果を、ご報告させていただきます。

[委員] ありがとうございます。他の部署とは管轄が違うので、これで終わり、ということはないように、お願いします。

[委員長] それでは、ご検討のほど、よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。私も、昨年からこういう形で検討会議のメンバーになっていますが、なかなか書面上だけではわかり辛いところがありますので、今後の課題として、一度現場を見たいな、ということがあるのですね。なかなか場所の立地条件もわからないし、建物の構造も建設段階でわからない、ということもございます。やはり物を、見ながらやる、というのも大事でございます。先程の説明でもございましたが、よりわかりやすい説明がなければ、審議が実りのあるものにならない、と思っておりますので、よろしく申し上げます。他にどうでしょうか。

[委員] 公民館とコミュニティセンターの、それぞれ両方の機能を持つ建物というか、施設ですね。コミュニティプラザと公民館の使用にあたっての制限があるか、と思っておりますのでご説明ください。

[委員長] では、よろしく申し上げます。

[担当課] 今回の計画でございますが、まず公民館の老朽化がございます。そういった観点から改修事情がございます、公民館をこの場所に立てたい、という経過がございます。この地域においては、先程説明がありましたように、何とか建設できないか、ということを検討した中で、工期的にも経費的にもこの公民館とあわせて、この場所にコミュニティセンターを作ることが、良いのではないかと、ということで当初は2階建てを計画した訳ですが、3階部分も建て増しをさせていただいて、この施設を作らせていただきたい。と、いうことで考えた訳です。コミュニティ施設につきましては、敷地面積の問題等ございまして、皆様ご承知の通り、内本町あるいは横並びにございますコミュニティセンターですね。ああいったものは確保ができないということで、機能を限定した形で、ご利用いただけるような、スペースをまず確保したい。これは地域の方のご要望でもございましたので、広く使える多くの地域の方が集まれる、そういった施設を確保していきたいということで、多目的な施設に限定して、整備をさせていただく、となった次第です。そういうことで、既存のコミュニティセンターは、コミュニティプラザ、地域保健福祉センター、それとデイサービスセンター、この3つの施設が複合した施設になっています。この千一地区に建設させていただくコミュニティ施設は、コミュニティプラザの皆様の集会の用に供していただく、たとえば高齢者の方も、集会に来ていただくとか、あるいは講座をしていただく、とか発表会をしていただくような、大きなイベントで使ってもらえるような広い部屋を確保していきたい、ということで整理をさせていただきますので、少し既存のコミュニティセンターとは形態が異なりますが、そういった地域の方々が、お集まりいただけるようなものを提供していきたい、と思っております。よろしく申し上げます。

[委員] 私の理解でいえば、公民館につきましては、営利を目的にしたものに使ってはいけない、という理解です。その点、この3階では両方の機能で使えるのですか。

[担当課] 説明が不十分で申し訳ございません。先程、公民館とコミュニティセンターを併設によってこの施設はできるわけですが、公民館部分1階、2階部分につきましては、社会教育法で規制されている公民館。これは今まで通り無料でお使いいただける施設です。3階部分のコミュニティ施設については、従来どおり広く市民の皆様方にお使いいただけます。一方、この施設は有料施設という形で運用させていただきますので、使用料をお支払いいただいております。3階の施設につきましては、少し規制が緩い、と言いますか、幅広くお使いいただけるのかな、と考えていますので、一般市民の方をはじめ、企業の研修であるとか、そういったことにも使える、という風に考えています。ただ、宗教的な活動というのは、一定制限させていただきますが、有料施設ですので、基本的に宗教的な勧誘をされるとかではお使いいただけませんが、広くお使いいただける施設である、と思っていますので、公民館よりは幅広く地域の皆様にお使いいただける施設かな、と思います。

[委員長] ありがとうございます。この施設は一般の健常者と障がいをお持ちの方々と併用でお使いになる、ということですが、この建物で、目の不自由な方々に配慮しているポイントの場所、それから車椅子等の身体障がいをお持ちの方について、どのような配慮をしているか、ポイントを図面の中で教えてください。例えば手すりとか、段差のない入り口の案内だとか、そういうものは、わかるのですか。こういうところが非常に配慮されているなあ、とわかる場所はありますか。

あと、先程、1階で境界線等のわかりづらさがありましたけども、そこら辺が配慮されているとか、検討された、とかいう場所はありますか。例えば、駐車場から入り口までで。

[委員] 玄関には、チャイムがあるのですね。

[担当課] そうです。玄関にはチャイムがあります。それとここには載っていませんが、壁のところに、上下に色分けして、視覚障がい者に配慮しています。

[委員長] 色分けで、目の不自由な方が分かるのですか。

[担当課] 弱視者の方は、前方では分かります。それと階段のところで、大きく色を変えて、弱視者の方に配慮しています。

[委員] 点字案内板は、あるのでしょうか。

[担当課] 点字案内板は、ございません。

[委員] 受付の方は、どなたかいらっしゃいますか。

[担当課] 受付につきましては、公民館につきましては、必ず事務員がおりますので、何かありましたら、お声掛けいただきましたら、対応させていただきたいと思っています。

[委員] それは玄関入って、すぐに事務員の方がいらっしゃる所があるのですか。

[担当課] 入って、すぐ左側が事務室になっています。お声掛けいただきましたら、対応させていただきますと思っています

[委員] 視覚障がい者についての設備を確認させていただきたいのですが、まずエレベーターは1階、2階、3階の音声案内があるのか、ないのか。ということと、点字案内板はない、ということであれば、事務員の方が誰かいないと、全くどこへも行けない状態だ、と思います。点字案内板を付けていただいたとしても、点字案内板をどこに展示してあるのか、音声案内がないと、全く見えないのに、点字案内板だけが壁に貼ってあっても利用できない。そこら辺をもし、設置していただければ、どこにあるのか、わかるような配慮もお願いしたい、と思います。それからトイレの場所。3階とか、2階とかこういうところへ行っても、トイレの場所がわからなかったら、また1階へ降りて行って、事務員さんに、どこですか、と聞かないといけません。こういった場合、わかるように点字誘導ブロックをトイレまで敷いていただけてもらっているのか、どうか。そういうところですね。先程おっしゃった弱視の方への配慮として、やっぱりコントラストですね、壁とか、階段とか。そこら辺が、壁と廊下が同じ色だったら見間違える、という可能性もありますので、そこら辺の弱視者に対する色の配慮もお願いしたい。それから、先程、緊急時の警報は音声でも案内してもらえる、ということなのですが、これが全て、1階、2階、3階についているかどうか。そこら辺の説明があまりにも大雑把なので、分かりませんでした。その点について、具体的にご説明をお願いします。

[委員長] よろしいでしょうか。

[担当課] 施設の総合案内板について、1階、2階及び3階に現在、設置はしておりません。しかし、その件につきましては、ご意見をいただきましたので、設置に向けて検討していきたい、と思います。また、それに伴いまして、トイレまでの点字誘導ブロックについても、ご意見をいただきましたけども、今のところトイレまでの点字誘導ブロックの設置を予定しておりませんが、それにつきましても検討させていただきたい、と思います。エレベーターにつきましては、案内板に点字を設置させていただいていますので、そちらをご利用していただける、と考えています。

[委員] 3階で、とか音声で案内してくれるのですか。

[担当課] 音声の案内もございます。また、非常時の点滅音声機能付きに関しましては、各階音声が届きまして、ご案内させていただく、という形になっております。

[委員] 色彩表示は、どうですか。

[担当課] 色につきましては、現在のところ、どのような色を使うのか、まだ決まっていないので、今後、建築の段階に入りましたら、色合わせも行ってまいります。その段階で階段であるとか、わかりやすくなるような配慮をさせていただきたい、と思っています。

[委員] ありがとうございます。ただ、ひとつだけお願いしたいのは、点字誘導ブロックを敷いてもらえる廊下の色と点字誘導ブロックの色が、同じような色の方が、日常的にはいいのかもしれませんが、弱視者にとっては一番見難い、と聞いていますので、そこら辺のご配慮をよろしくお願いします。

[委員長] ありがとうございます。他に何かございますか。

[委員] 階段の手すりは、凶面でいうと片側だけかな、と思うのですが、両方にあった方がいい、と思います。反対側、壁側ですか。そこにも手すりをつけていただいた方がいいのではないかと、思います。もちろん、手すりをつけると、幅が狭くなるのですが、大阪市のバリアフリーの基準を見ますと、10cm以内なら階段の幅に算定しない、というようなことが書いてございます。できれば、手すりは両側に付けていただいた方がいいのではないかと、思います。

それからバリアフリーには関係ないのですが、一般の人も公民館として使われる、ということですので、気になることがございます。一般の方のトイレ、大便の方ですが、扉が内開きですけど、常時開いている型だろう、と思います。その型に入りますと、中に入って扉を閉めるときに、便器に当たって、相当窮屈な思いをしないとこれは使えないです。ですから今のうちに少し人の見える場所に、便器すれすれで扉が開くよりも、少し余裕を持たすプランに変えていただくようお願いします。ここは十分変える余地があるので、変えていただかないと一般の利用者からきつと苦情が来る、と思います。今のうちに、お変えになった方がいい、と思います。

[委員] 階段の件ですが、高さが19cmとおっしゃられたように思いますが、ちょっと高い。高齢者になると、15cm程度の方が、足が上がりやすい。いくら手すりを持ちましても、15cm以上になると、ちょっとしんどいのです。足に負担がかかりますので。

[委員長] では、階段の件と、トイレの件をよろしくお願いします。

[担当課] トイレの件につきましては、先程委員の方からご意見をいただきましたように、内開きになると狭くなる、ということも考えられますので、可能な限りそれらの部分につきましては、変更もしくは、使いやすいように検討させていただきます。階段の件につきましては、申し訳ございません。皆さんにお配りさせていただきました凶面につきまして、後から、こちらの方で、詳細に変更等を加えまして、階段の両側に手すりを付けることにいたしておりますので、よろしくお願いします。あと、階段の高さにつきましては、申し訳ございません。設計図面上、このスペースでは、この階段はこの高さにさせていただく、ということに決まっております、どうしても階段をご利用しにくい場合は、エレベーターをご利用いただきますよう、よろしく願いいたします。

[委員長] ありがとうございます。階段の方は、利用者の範囲が非常に広いので、どれが一番適正か、検討していただきますようお願いいたします。設計上の問題も、あろうか

と思いますので、検討の方だけお願いします。他何かございますか。

[委員] この資料をいただいて、場所はどこだろう、と思っていたらやっぱりわからなくて、千一のところは。だから、地図があったら良かったかな、と思います。結果、わかったのですが、もう1点は、資料のなかで、千一地区公民館及び千一コミュニティ施設のところの、4番目のところで、高齢者憩いの間、と書いていますね。私の認識では、高齢者憩いの間は、公民館の中にあるものだと、認識しているのですね。この書類の中では、高齢者憩いの間に237㎡も使うというのは無理だと思うのですが、その点だけです。

[担当課] 書類の過ちを訂正させていただきます。4月15日書類をお送りさせていただきましたが、何点か過誤がございまして、その後の案内にこの箇所が、訂正だということでご案内させていただきました。お話のありました憩いの間237㎡と言うのは、申し訳ありません、コミュニティ施設の面積となっています。憩いの間につきましては公民館とコミュニティ施設の隣にございますのでそちらの方と、一体にしてご利用いただける施設となる予定でございます。よろしく願いいたします。

[委員長] ありがとうございます。それでは千一地区公民館並びにコミュニティ施設につきましては、どうでしょうか。まだ、ございますか。

[委員] 先程設備について、大体お聞きしましたが、手すりについて、バリアフリーの観点から、私たち視覚障がい者にとってはいろんな案内とか、掲示板とか、建物の説明とか、壁とかに書かれる、と思いますが、見えない立場としては、誰かがいないと、誰かに読んでもらえないと、わからない。私は全く見えないのですが、一般の企業・金融機関で、音声パソコンで仕事をしている訳です。コミュニティ施設とか、公民館と言うのは、インターネットとか、物の設備等の説明が一切なくて、今回も新しい施設にインターネットが使える環境は考えてもらっているのでしょうか。公共施設でインターネットを使うと色々な問題があります。情報漏えいとか、セキュリティの問題とか、あると言いますが、いまやインターネットが使えないと、まず若者が、非常に利用しにくい。私たちもインターネットを知ったことによって、吹田市の情報、ホームページとか、常に見ることができるのですね。配線とかは、大変だと思いますが、大阪府立の中之島図書館だとか、神戸の神戸市立図書館は、一般の利用者に無線LANという設備で、自分のパソコンを持ち込んだらそこで色々、無料で利用できる、というふうに公共施設が対応しています。このコミュニティセンターとか公民館で、無線LANの設備というのは、配線するよりも、工事的にも、私が調べたところでは、設置費込みで4~5万円前後で、設備ができるし、きちんとセキュリティができる。業務用でも、そういうのが使われている、ということなのですが、こういうことも、建物のバリアフリーとともに、設備のバリアフリー、利用者に便利なバリアフリーの設備も検討していただきたいな、と思いますが、いかがでしょうか。

[委員長] はい。よろしいですか。

[担当課] 今いただきました、インターネット環境は、いまや当たり前の状況になってきているのではないか、というお話をいただきました。その千一地区に導入いたします千一地区公民館、それから千一地区コミュニティ施設ですが、今回につきましては、他の公民館等との関係もございまして、インターネット環境のことは、非常に難しい状況でございます。しかし、千一地区コミュニティ施設の部分につきましては、インターネットの配線をいたしまして、使える環境にしていきたいな、と思います。ただ、先程おっしゃっていただきましたように、公共施設の中で、インターネットをお使いになられる、ということでございますので、利用の仕方でありませうとか、方法につきましては、検討の余地があるのかな、と考えています。広く皆様に、便利にお使いいただけるようなことに、どういう風にできるかというのは、そこに常駐する事務員等も含めまして、今後の検討にさせていただきます。非常に便利なものだ、と思いますので、特にそういった形で、ご利用いただける方向が、こういった形でできるか、ということは今後の建物の完成に合わせまして、検討していきたいな、と考えていますので、よろしくお願ひしたい、と思います。

[委員] 駐車場に屋根はありますよね。

[委員長] 駐車場に屋根はあるのですか。

[委員] 車椅子の乗り降りの方はどうでしょうか。

[担当課] 屋根はありません。屋根は設置されていません。

[委員] だったら、車椅子の方が来られたら、そこまで職員の方が、傘を持って行く、ようなことをしないとダメ、と思います。

[委員] JR吹田駅なんかは、バス乗り場のところへ、ぐるっと屋根を付けておられますね。

[委員] ご存知でしょうか。JR吹田駅のバス乗り場を。今回バリアフリー工事が完成しまして、何かそのような工夫はできないのでしょうか。

[担当課] 今の時点では、屋根をつけることは入れておりませんでしたので、今後各課と協議させてもらいまして、身障者の方が、当然雨の日も利用していただく、ことの利便性も含めまして検討させていただきます。今の段階で、この場で付けます、とか、そういうことを言いますのも難しいので、またご報告させていただいたら、と思います。

[委員長] ありがとうございます。特に、障がいをお持ちの方の車椅子をお持ちの方の駐車場、全てにいえませんが、そういったところを、親切丁寧で、思いやりのある設計で、よろしくお願ひいたします。では、千一関係のことはこれで置きたい、と思います。続いて、千里山コミュニティ施設のことについて、説明をよろしくお願ひします。

[担当課] ～ 資料に基づき説明 ～

[委員長] (仮称) 千里山コミュニティ施設ということで、商業施設との併用という、3階部分、非常に多目的色の濃いものが、予定されています。何かご質問はございますか。広範囲な、活動目的の施設か、と思います。これは商業施設との併用、とのことなのですが、一般の混雑した中での出入り、という形のもものが予想されます。そこら辺のところの配慮は、何かあったのでしょうか。

[担当課] 1階は、核となるスーパーが入る予定です。2階と3階の一部は、この図面では、右下側のエレベーターホールの上の広がっている部分。ここの部分が店舗・テナントが、入る予定になっています。これは先程も申し上げました、今の千里山の駅前の千里山マーケットいうところがありまして、そこで営業されていた店舗なんか、ありますので、そこの戻り、といいますか、戻って来られる、という施設になっています。1・2階のメインの出入り口は同じですが、1・2階をご利用の方は、そのなかにエスカレーターを、1階と2階の間に、設置する予定だ、と聞いています。大体、1・2階を使う方は、そちらをご利用いただいて、3階の部分につきましては、主にエレベーター2基と、健康な方は階段もご利用いただけるかな。2階まで来ていただいて、あともう1階は、階段をご利用いただけますので。そういった商業施設との利用者との住み分けは、できるようにしています、という風に設計会社の方からは、聞いていますので、よろしく願いいたします。

[委員長] その内容で、何かご質問はありますか。

[委員] これは併用施設である、ということでお聞きしましたが、併用施設であっても、障がい者対応、ということになりますと、大阪府の条例に適合するんだ、と先程おっしゃいましたが、トイレとか、廊下とか、階段とか、それらは全て共用施設であっても、身障者対象のそういった施設に適合しているのかどうか、というのは先程では、適合しているんだというお話でしたが、先程申し上げましたとおり、階段の手すりは全部、ちゃんと別に付けていただいて、廊下の幅ですね。これなんか、図面が小さくて分からないのですが、3ページのトイレ。これ身障者用のトイレの入り口の幅が、ちゃんと適合しているのかどうか。それともうひとつは、その前の廊下の幅が、身障者対応だと、1m800となっていますが、これは1m800あるのかな。これは見ていて、わかりません。その辺はどうでしょうか。それからもうひとつは、先程もちょっと、お尋ねするのを忘れたのですが、身障者対応のトイレは、必ずウォシュレットを付けていただきたい。手首の不自由な方、これは昔やったら、小さなトイレを身障者用に、特別に作ってやっていたのですが、最近はウォシュレットでやっている。非常に便利になっている。昔は、手で拭かれたのですね。手で拭いて、その手を、そばにある手洗いで洗われたのですね。今はウォシュレットがありますから、ぜひともウォシュレットは先程の施設も同じように、絶対付けていただきたい、と思います。質問としては、廊下の幅と、先程言いました階段の幅と手すり、そういうものが適合しているのかどうか、お聞かせください。

[委員長] よろしいでしょうか。それではお願いします。

[担当課] 申し訳ございません。平面図につきましては、最終的な図面ではございません。

最終は、バリアフリー市民会議を受けて、また現在進めてきましたパブリックコメント、千里山では地元説明会を2回やらせていただいています。そのような中で、いただいたご意見を受けまして、最終決定をしていこう、という風なことでございます。従いまして、全てがこの平面図に網羅している訳では、ありませんが、廊下幅が180センチ以上。また階段の両側に手すり、という先程のご意見も、キチッとこの施設の最終設計の中には、反映させていきたい、と考えています。また、身障者の方用のトイレにつきましては、広さもございますし、設備もありますので、バリアフリーの基準に適合したように、最終的にしていきたい、と思っておりますので、よろしく願いいたします。

[委員] ぜひとも、お願いします。

[委員長] よろしいでしょうか。ウォシュレットは、最近ではつくのですか。

[担当課] 暖房便座と、ウォシュレットについては設置していくように、勤めていきたい、と思っておりますので、よろしく願いいたします。

[委員長] 他に、何かご質問ございますか。

[委員] 屋上緑化、とありますが、それはオープンになって、ドアがあるように、図面ではなっています。身障者の方も、外へ出てゆっくりする場所になっているのでしょうか。それとも、見るだけでしょうか。

[担当課] 一応、ドアがついていまして、廊下から出られるようになっています。ただ、施設で安全面もございます。基本的には、見るだけの施設で、もしイベント等でお出で、ここも使う、という風なことにも、できるだけ対応していきたい、と思っておりますが、基本的には見るだけのもの、とお考えいただきたい、と思っております。

[委員長] はい。

[委員] 3階に行ったときに、各部屋を利用するときに、会議室とか、いろんな部屋が分かれているのですが、目的の部屋に行くためには、どのような視覚障がい者に対する案内があるのか、という説明と、ここのコミュニティ施設の建物というのは、駅から出たすぐなので、コミュニティ施設には行ける、と思うのですが、1階から3階に行くエレベーターの道筋には、誘導ブロックがあるのか、それとも商業施設のコミセンを、テナントとテナントの間の、人の多いところを歩いていかなきゃならないのか、それとも別に、専用の通路があるのか、そこら辺をお聞きしたい。それから、もし障がい者団体が使った場合、費用は割引になるのでしょうか。それとも、割引はないのでしょうか。それから、千里山というのは、関西大学が横にありまして、若い人も、使う可能性が十分ある、と思っております。私、この前、千里山のコミュニティ施設の説明会にも行きました。説明会の出席者は、ほとんど高齢者の方で、若者がほとんどいなかった。若者の意見はほとんど出なくて、高齢者の設備に対す

る意見がどんどん出されて、取り入れられるような傾向かな、と思います。やはり、こちらインターネットとか、関西大学の学生がどんどん使えるような設備にしてほしい、と思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

[委員長] はい。よろしいでしょうか。

[担当課] 先程、おっしゃっていただきましたように駅からすぐのところですので、もちろん駅から、この施設の1階の入り口のところまでは誘導ブロックも施工させていただきますし、その前の道路につきましては、URさんの団地の建替え工事に伴いまして、都市計画道路の整備、となっておりますので、もちろん前の道路についても、点字ブロックを敷設されてまいります。その他、1階の入り口から入って、3階に行く道、ということですが、今のところ、入り口から入って主に、左側、北側の方が、1階の商業施設になっています。そして、エレベーターについては、1階の入り口に入って右側にエレベーター2基、入ってちょっと進んでいただいたところに、エレベーター2基がありますので、商業施設を利用される方が、多いかと、思います。迷いなく、こちらのエレベーターの方にいけるように、誘導ブロックを付けてほしい、という思いも受け止めていけるものだ、と考えています。後、案内板の設置につきましては、もちろん施設の案内板につきましては設置させていただきます。3階につきましても、3階のコミュニティ施設の部屋がわかるような案内板を、3階には設置させていただきますし、1階の方で、商業施設さんとも相談しなければいけません。対面式のカウンター等があって、案内をやるという人がいてもらえる、というように思えますので、こちらの方も、対応していただけますように、今後事業者さんと検討を進めてまいりたい、と思います。それと、施設の利用料の関係ですね、障がい者の割引というのは、今のところ、レクレーションとか、そういう個人で楽しむもの以外のものは、全額免除の措置は、吹田市の基準に則って、当てはめていきたい、と考えています。その団体の利用ということで、個人での利用でのなしに、団体での利用に関しては、一定配慮していきたい、と思います。あと、関大の若い方の利用についても、千里山の施設の考え方について、この前の説明会の際には関大の学生さんはおいでではなかったのですが、そういう施設であるとか、街づくりを考える場面では、関大さんの学生さんも参加いただいていますので、学生さんたちにも、この施設が若い方にも利用していただけるためには、どういった工夫が必要か、先ほど委員がおっしゃったようなインターネットが使えるように、といったこともございますでしょうし、そのほかのことにつきましても、地元でございます関西大学の学生さんのご意見もお伺いしながら、幅広い皆さんが利用していただける施設として、そういうご意見もお伺いしていきたい、と思いますので、よろしくお願いいたします。

[委員長] ありがとうございます。特に3階の方では、色々な音声案内だとか、色別案内だとか、特に色が重要になりますので、先程の千一のコミュニティ施設と同様に、

そういったことのご配慮とご検討をお願いします。他にいかがでしょうか。何かございますか。

[委員] 耐震ですが、ついこのあいだ、すごい地震がございました。そういったものはお考えいただいていますでしょうか。

[担当課] 耐震につきましては、現在の耐震基準に、もちろん適合した建物に、なっています。それと耐用年数ですが、鉄骨作りですので、非木造ですから、50年は耐用年数がある、と認識しています。

[委員長] あらかた千一のコミュニティ施設と同様のことがございますので、そういったことも勘案していただきたい。過分に重複したところもございました。それでは、時間も来ておりますが、他に何かございせんか。

[委員] 千里山の方はこれからの施設だ、ということで、課題が多すぎると思うのですが、特に、共用施設になっていますから、階段の幅なんていうのは、ちょっと見ただけで2つ階段はあるのですが、片方の階段には、幅がない。バリアフリーの条項には不適合になっていますし、相当変えなかったら、バリアフリー法の適合施設にならないんじゃないか、と思います。相当検討していただいた方が、いいんじゃないか、と思います。注文は、吹田市の方から、どんどん付けていただいた方がいいと思います。これを見ただけでは、違法になります。

[担当課] 貴重なご指摘ありがとうございます。先程、説明いたしましたとおり、今計画段階で、事業者と調整中でございますので、今ご指摘いただきました階段の幅ですとか、手すりのこととか、廊下の幅ですとか、もう少し詳細に詰めさせていただきたい、と思いますので、よろしく願いいたします。

[委員長] どうでしょうか、他にございますか。今日の説明は、この2点だけです。まだ、この会議以外でも、お気づきの点だとか、ご不審の点があるかもしれませんが、そういったことがありましたら、直接事務局の方まで、お尋ねになったり、ご意見いただきましたら結構か、と思います。そういうことで、より弱者に優しい施設にしていただかないといけませんので、そういう面での取り組みをお願いしたいし、吹田市内は、本当に古い建物がたくさんございますが、そういったところが、今後建替えの問題だとか、新たに建設だとか、というときに、今回建築される物が、非常に大きな参考になっていくし、いい手本になるのではないかと、思いますのでよろしく願いします。それでは、ないようでしたら終わりたい、と思いますが、よろしいでしょうか。それでは、色々ご意見をいただきましたが、参考にさせていただきまして、ご検討いただきますようよろしく願いいたします。では、今日のバリアフリー会議はこれで終わりたい、と思います。どうもありがとうございました。

以上